

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
檀原市	東竹田町	令和3年3月6日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	25.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	20.5ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	7.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.6ha
(備考)アンケートの回答者数(16人) 農業後継者の有無(いる:7人、いない:9人) 内、後継者は誰か(家族・親族:7人) 今後集落外から人材を確保する必要があるか(必要:3人、必要ない:4人、分からない:9人) 農地中間管理機構について(活用して、借りたい:2人、活用して、貸したい:2人、活用しない:12人)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

これまでも東竹田町では農地を守り、維持するために地域の中心経営体に農地の集約を進めてきた。しかし、今後地区内の農業者の高齢化が進み、担い手となる中心経営体への負担が増大する恐れがある。そのため効率的な営農のために基盤整備を進めたり、新たな中心経営体の確保や集落営農組合の発足を検討していく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中間管理機構等を活用しながら主に3名の中心経営体に農地の集積・集約を進めていくが、今後新たな中心経営体の確保も検討していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	A	水稲	2.2 ha	水稲	4.0 ha	東竹田町
	B	水稲	3.2 ha	水稲	5.0 ha	東竹田町
認農	C	水稲	2.0 ha	水稲	2.0 ha	東竹田町
	D	水稲	0.7 ha	水稲	0.7 ha	東竹田町
	E	水稲	1.0 ha	水稲	1.0 ha	東竹田町
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	5人		9.1 ha		12.7 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 高齢化や後継者不足で離農せざるを得ない場合、中心経営体の農業者に農地を貸したり、中間管理機構を活用しながら地区内の農地を維持していく。</p>
<p>集落営農組合の発足の検討 今後、地区内の農地の維持管理、集約化を担う役割となる集落営農組合の発足を検討していく。</p>
<p>基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地の集積・集約化を図るため、中心経営体が営農している農地を中心に地区内の農地をブロック化し、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>新規・特産化作物の導入方針 米等の土地利用型作物以外に、高収益作物への作付け転換を図る。</p>
<p>災害対策への取組方針 環境の変化による水害等の被害防止のため、老朽化した井堰の改修等を関係機関と協議しながら進めていく。</p>
<p>農地維持管理のためのルール作りの取組方針 今後担い手が農地を借り受けしやすくするためにも、水路や農道、畦畔の維持管理に関するルールを予め決めておく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。